

BCP 運営専門部会 報告書

証券市場BCPWEBの構築及び証券市場BCP
対策本部に関する検討について（論点整理）

平成18年9月27日

BCP運営専門部会の審議経過

第1回会合

平成18年5月29日（月）

- 本専門部会の進め方等について
- 証券市場BCPWEBの構築について（案）

第2回会合

平成18年6月14日（水）

- 証券市場BCPWEBの検討について
- 本専門部会のマイルストーンの整理について

BCP専門部会合同会議

平成18年6月21日（水）

- 証券市場全体のBCPに係る想定シナリオの調整について
- 災害等の発生により被災した場合の復旧目標時限について

第3回会合

平成18年6月28日（水）

- BCP専門部会合同会議の議事概要について
- 本専門部会における検討課題及びスケジュールについて

第4回会合

平成18年7月12日（水）

- 本専門部会における検討課題及びスケジュールについて
- 作業部会の設置について

BCPWEB分科会

平成18年7月24日（月）

○協会WANを活用したBCP関連情報の収集・提供について（案）

BCP発動基準・緊急対策本部等分科会

平成18年9月5日（火）

○証券市場全体のBCPの発動基準について

○災害時緊急対策本部について

第5回会合

平成18年9月13日（水）

○本専門部会分科会の検討状況等について

・BCPWEB分科会

・BCP発動基準・緊急対策本部等分科会

第6回会合

平成18年9月27日（水）

○証券市場BCPWEB及びBCP対策本部に関する論点整理について（案）

【 検 討 の 背 景 等 】

B C P 運 営 専 門 部 会 は、日 本 証 券 業 協 会 の 証 券 戦 略 会 議 及 び 自 主 規 制 会 議 の 下 部 機 関 と し て 設 置 さ れ た 「 市 場 全 体 の 事 業 継 続 計 画 に 関 す る 検 討 ワ ー キ ン グ 」 が、平 成 18 年 2 月 14 日 取 り ま と め た 報 告 書 「 証 券 市 場 関 係 機 関 及 び 参 加 者 間 に 亘 る 全 体 的 且 つ 横 断 的 な 事 業 継 続 計 画 の 整 備 の た め の 取 組 み に つ い て 」 (以 下 「 報 告 書 」 と い う 。) を 受 け て 設 置 さ れ た 「 証 券 市 場 B C P フ ォ ー ラ ム 」 に お け る 「 証 券 市 場 B C P 協 議 会 」 の 下 部 機 関 と し て 設 置 さ れ、平 成 18 年 5 月 29 日 に 議 論 を 開 始 し た。

本 専 門 部 会 で は、証 券 市 場 B C P W E B の 構 築 及 び 証 券 市 場 全 体 の B C P 対 策 本 部 に つ い て 検 討 し、論 点 整 理 と し て 「 証 券 関 係 機 関 及 び 参 加 者 間 に 亘 る 全 体 的 且 つ 横 断 的 な B C P 対 策 本 部 に 関 す る 検 討 に つ い て 」 及 び 「 証 券 市 場 B C P W E B の 構 築 に 関 す る 検 討 に つ い て 」 を 別 添 の と お り 取 り ま と め た と こ ろ で あ る。

今 後 は、こ れ ら 論 点 整 理 に 基 づ き、証 券 市 場 B C P W E B を 構 築 す る と と も に、証 券 市 場 全 体 の B C P 対 策 本 部 の 組 織 構 成 等 及 び 共 同 演 習 等 の 実 施 に つ い て 引 き 続 き 検 討 し て い き た い。

以 上

証券市場BCPWEBの構築に関する検討について

平成18年9月

BCP運営専門部会

1. 適時適切な情報の集約・還元等に必要な取組み

証券市場全体のBCPとして取り組むべき対策の基本として、次のとおり、適時適切な情報の集約・還元・提供を図る体制の整備等が求められている。

(1) 緊急連絡体制の整備

災害等発生時における関係省庁からの緊急対策に係る通達等、証券関係機関等【脚注】における被災等の状況、業務継続の可否など、社会的混乱を抑制するため適時適切な情報を、一元的にあるいは市場毎に集約し、証券関係機関等に還元するとともに、投資家など市場参加者も含め広く提供できる体制の整備を図る。

(2) 災害状況等に係る掲示板の開設等

災害等発生時においては、電話、ファックス等が繋がりにくい事態になることが想定されることから、代替的な情報交換手段が必要になると考えられる。従って、災害等発生時において、証券関係機関等の状況等を確実に把握・還元できる仕組みとして、それぞれの機関が適時書き込み更新できる手段（ウェブサイトの電子掲示板の開設等）を確保・管理する。

また、こうしたウェブサイトの開設等は、証券市場全体のBCPにおいて早急に着手すべき課題であり、平時から証券市場全体のBCP関連情報の集約等において活用することが求められる。具体的な取組みに当たっては、情報管理及び新たなシステム構築など専門的な検討が必要である。

これらを踏まえ、証券市場BCPWEBを構築することとした。

2. 証券市場BCPWEBの構築

証券市場BCPWEBの構築及びサービス提供については、上記1. で求め

【脚注】 日本証券業協会、証券取引所、証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構、日本国債清算機関などの各関係機関、証券会社などの市場参加者、日本銀行及び金融庁

られる体制を整備するため、作業部会で協議しながら、逐次、実現可能なところから構築し実施していくことが重要と考える。このため次のとおり、段階的に対応を図ることとした。

① 第1フェーズ（平成18年10月目途）

あらかじめ証券会社各社において「BCP連絡担当者」を明確にさせていただくとともに、既存の協会WAN上のあて先に「BCP連絡担当者（仮称）」を設け、証券市場BCPに関する情報を、全国協会員に発信する手立てを設ける。

② 第2フェーズ（平成19年3月末目途）

以下の事項を参考に、適宜アップグレードを図りながら証券市場BCPWEBを構築し、併せて緊急連絡網を整備する。

- i 平時の利用において認められる改善等
- ii 海外におけるBCPWEBの設置状況等
- iii 我が国における他の金融機関の構築状況等

③ 最終フェーズ

第2フェーズで構築された証券市場BCPWEBを平時より活用する。平時の活用を通じて適宜点検しながら必要に応じて改善を図る。これに併せて他の証券関係機関及び金融庁、日本銀行等との連携又はリンクを推進する。

3. 証券市場BCPWEBの仕様

緊急事態発生時の通信手段を確保するため、BCPWEBの構築・稼動に向け、仕様、利用方法、セキュリティレベル等詳細な項目について検討を行った結果、概要次のとおり整理された。

(1) BCPWEBの主な開発コンセプトは以下のとおりとする。

- ① マニュアルなしでも利用できるシンプルな操作性
- ② 情報誤認を発生させない認識性
- ③ メンテナンスを考慮したシンプルなWEB画面構成
- ④ 情報へのアクセス権限を確保するセキュリティ対策
- ⑤ 地震等災害発生時においてもサービスを提供できる堅牢なインフラ

(2) BCPWEBの主なコンテンツは以下のとおりとする。

- ① トップページ（初期表示画面）
- ② ホームページ（ログイン後の初期表示画面）

- ③ B C P 発動状況情報（証券関係機関サイト、市場参加者サイト）
- ④ 市場慣行推奨状況情報（市場慣行に関する推奨情報を提供）
- ⑤ 連絡先情報（市場参加者の情報連絡先を提供）
- ⑥ 業務状況情報（市場参加者の業務状況を提供）
- ⑦ 掲示板（協議会メンバーのみ利用可能、メンバー間の会議可能）
- ⑧ 議事概要・資料等（B C P 協議会等の検討状況、検討資料、参考資料等の提供）
- ⑨ 携帯サイトの活用

なお、証券市場 B C P W E B の構築、運営及び稼動については、引き続き、主要な証券関係機関等と連携し協議しながら整備することとする。

4. 共同演習等の実施

証券市場の継続等に必要な取組み及び適時適切な情報の集約・還元・提供について、証券市場全体の B C P として、その効果を検証するため、証券市場 B C P W E B の構築に係る最終フェーズ以降を目途に、適宜共同演習等を実施する必要がある。

当該演習等の実施については、今後の課題として、米英における取組みなどを参考に、証券市場 B C P の構築状況を勘案しながら演習等の目的及び方法など検討し適宜実施する。また、共同演習等の結果を勘案し、必要な改善を図る。

以 上

証券関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的な
BCP対策本部に関する検討について

平成18年9月
BCP運営専門部会

1. はじめに

証券関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的なBCP（以下「証券市場全体のBCP」という。）を担うBCP対策本部（以下「証券市場全体のBCP対策本部」という。）の検討にあたっては、証券市場全体のBCPの目標等を踏まえて整理する必要がある。

証券市場全体のBCPの目標は、次の二つとされている【脚注1】。

- ① 証券市場に係る機能の継続、あるいは中断されても可能な限り短期間で重要な機能を復旧、再開又は代替する体制の整備
- ② 適時適切な情報の集約・還元・提供を図る体制の整備

また、証券市場全体のBCPへの取組みを考える場合、想定すべき危機事象は、広域的な自然災害、テロ行為、大規模なシステム障害などの災害等並びにSARS又はH5N1亜型高病原性鳥インフルエンザなど疫病の蔓延（以下「災害疫病等」という。）など様々なケースが考えられる。

しかしながら、証券市場全体のBCPについては、まずは、通常証券市場の運営及び市場慣行（以下「市場慣行等」という。）が継続できなくなった場合を想定して検討することとし、災害疫病等ごと又は危機度合いに応じた対策については、その上で必要に応じて検討してはどうかとされている【脚注2】。

こうしたことを踏まえ、市場慣行等の継続が困難な緊急時及びその後重要な機能を復旧、再開又は代替していくそれぞれの局面において、証券市場全体のBCPとして担うべき役割を検討し、これに対処する証券市場全体のBCP対策本部について考えることとした。

【脚注1】平成18年2月14日付「証券市場関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的な事業継続計画の整備のための取組みについて」（日本証券業協会証券市場全体の事業継続計画に関する検討ワーキング報告書。以下「報告書」という。）の記のⅠ、「証券市場全体のBCPの目標等」参照。

【脚注2】報告書の記のⅡ、「想定すべき危機事象とその取組み」参照。

2. 緊急時における対応及び証券市場全体のBCPの役割

緊急時における対応の基本は、証券業界及び証券市場を監理・運営する関係機関（日本証券業協会、証券取引所、証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構、日本国債清算機関などの各関係機関）並びに証券会社などの市場参加者（以下「証券関係機関等」という。）、更には、日本銀行及び金融庁等が、それぞれの設置基準に基づき緊急対策本部を設置し、その役割と権能において意思決定を行い、BCPの発動など必要な措置を講じていくことと考えられる。

そこで、緊急且つ危機的状況における証券市場全体のBCPが担う役割を考えると、証券関係機関等に係る被害状況、事業継続状況又はBCP発動状況の把握並びに主要な機関との連絡等を担い、適時適切な情報を全体的且つ横断的に集約すること、これを証券関係機関等に還元するとともに、投資行動に重要な情報については広く一般投資家に提供していくことが重要であり、これら情報の集約・還元等に当たっては、一元的に管理・運営する体制を整備することが求められる。

次に、証券関係機関等がそれぞれにおいてBCPの発動など意思決定する上で、証券市場全体的に協議・調整が必要な場合が想定されるため、これに対応する役割が期待される。

3. 復旧時等における対応及び証券市場全体のBCPの役割

緊急事態を経て市場慣行等の復旧、再開又は代替措置に向けた局面においても、証券関係機関等がそれぞれの役割と権能において、それぞれのBCPなど必要な措置を講じていくことが基本であると考えられる。

また、こうした局面で証券市場全体のBCPが担う役割を考えたときも、市場慣行等の復旧・再開に向けた取組み状況等を含め、緊急時と同様に適時適切な情報の集約・還元・提供を一元的に図って行くことが重要である。

次に、被災規模が甚大で、個別機関の権能だけでは対処できない場合、また、市場慣行等の復旧・再開等に向け証券市場全体のBCPとして協議・調整が必要な場合が想定されるため、これに対応する役割が期待されている。

4. 証券市場全体のBCP対策本部

以上を踏まえると、緊急時又は復旧・再開時それぞれの局面において、一元的に適時適切な情報の集約・還元・提供を図り、また、必要に応じて証券市場全体のBCPを協議し又は調整役を担うコマンドセンターが必要である。

証券市場全体のBCP対策本部は、このコマンドセンターとしての役割が期待され、緊急時、復旧又は再開時などそれぞれの局面における役割を考慮した組織体制の整備が求められる。証券市場全体のBCP対策本部の設置及びその事務局は、日本証券業協会（のBCP対策本部）が中核となって担ってはどうかと考える。

(1) 設置基準

証券市場全体のBCP対策本部が設置されるのは、概ね次のような事態が発生したときと想定されるが、具体的な基準については、引き続き主な証券関係機関及び金融庁、日本銀行とも協議して整理してはどうかと考えられる。

- ① 市場慣行等の継続が困難と思われる緊急事態が発生したとき
- ② 災害等により証券取引に係る主なインフラ機関（証券取引所、清算機関、決済機関など）又は日本銀行にBCP対策本部が設置され、証券市場全体としての対応が必要と思われるとき
- ③ 災害対策基本法、武力攻撃事態法又は国民保護法に基づき対策本部が設置されたとき

(2) 組織構成等

証券市場BCP対策本部の組織構成等及び連携等について、概要次の事項を中心に、主たる証券関係機関等及び金融庁、日本銀行と、引き続き協議・検討してはどうかと考えられる。

① 証券市場BCP対策本部の組織構成等

- ・ 平時、緊急時又は復旧・再開時における証券市場BCPWEBを通じた情報の集約・還元等を図る組織の構成等（事務局として、日本証券業協会に常設の組織を設置し、平時、緊急時及び復旧・再開時とも対応を行うこととしてはどうか。）
- ・ 緊急時又は復旧・再開時それぞれの局面における証券市場全体

のBCPを協議・調整を図る組織（事務局レベルを含む。）の構成等

② 証券市場BCP対策本部と他の機関との連携等

- ・ 金融庁、日本銀行、政府、地方自治体等との連絡など必要な連携等必要な措置
- ・ 取引所取引専門部会、公社債取引専門部会及び取引所市場外取引専門部会の論点整理等を踏まえた、日本証券業協会、証券取引所、証券保管振替機構（ほふりクリアリング）、日本証券クリアリング機構、日本国債清算機関それぞれに設置される対策本部並びに公社債取引専門部会報告書で提言された、公社債市場BCPの発動等の決定を担う組織（公社債市場BCP対策会議）との連携等必要な措置

以 上